

## 第7回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年1月20日（金）16:30～18:27
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：  
（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、高橋滋、安念潤司、森下竜一  
（専門委員）村上文洋  
（政府）務台大臣政務官、羽深内閣府審議官  
（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、西川参事官  
（内閣官房）健康・医療戦略室 岡本参事官  
（日本経済団体連合会）上田産業政策本部長  
戸田行政改革推進委員会企画部会委員

4. 議題：  
（開会）  
議題1 官民データ活用  
議題2 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化  
（閉会）

### 5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第7回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、八代委員及び江田委員が所用により御欠席でございます。また、安念委員、森下委員にも御出席いただいております。新たに専門委員に任命された村上専門委員が今回からの御出席でございます。務台大臣政務官にも御出席いただいております。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 よろしくお願ひいたします。

村上さん、何か先に一言。

○村上専門委員 三菱総合研究所の村上と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以前、電子行政関係でいろいろ検討してきておりますので、その辺りの経験を少し御紹介できればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○原座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、議題に入ります。議題1「官民データ活用」です。医療等情報の利活用を推進するための新たな基盤の在り方、いわゆる代理機関制度について先月からパブリックコメントが開始されています。本日は、内閣官房健康・医療戦略室から代理機関制度の内容について御説明をまずいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○内閣官房（岡本参事官） 健康・医療戦略室参事官の岡本と申します。

今日は、機会を与えていただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元に資料1-1と1-2を御用意しております。先ほど座長のほうから御紹介いただきましたように、資料1-2という形で私どもの健康・医療戦略室の有識者の会議のほうで先月末に取りまとめをいただきました。今、パブリックコメントをかけているということでございます。

医療情報の利活用のための新たな基盤につきましては、昨年6月の日本再興戦略2016におきまして、検討の上、所要の法案を今国会に提出するということが閣議決定されております。私どものほうでは、この取りまとめとパブリックコメント等々の御意見も踏まえまして、通常国会に所要の法案を提出すべく検討を進めたいと考えているところでございます。取りまとめのほうは大部でございますので、内容につきまして、資料1-1で概要を御説明させていただきます。

2ページでございますが、私どものほうでは、内閣官房の健康・医療戦略室ということで健康・医療戦略を推進本部の下で推進しているということでございます。健康・医療戦略推進法の下で本部長を総理とする本部を設けて、様々な創薬支援や次世代のICT基盤といったものの検討を進めてきているところでございます。

3ページにメンバーを記載しております。次世代医療ICT基盤協議会ということで、医療分野の研究開発に携わる方、あるいは医療機関、現場に携わる方、法学系の方々に御参画いただいて検討を進めてきているということでございます。

中でも、このたび代理機関ということで、医療情報の取扱い制度につきましては、法学系の先生方、医学系の先生方を中心にワーキング・グループで検討を重ねてきたということでございます。

下のほうにセキュリティのサブワーキングがございますが、御案内のとおり医療情報は機微情報に当たるということでございますので、セキュリティにつきましては、専門のサブワーキングを設けて、専門家の先生に集まっておいて議論してきたということでございます。

4ページは、次世代医療ICT基盤協議会としての取組ということでございますが、下の図にありますように、大きく分ければ2つあるということかと存じます。

現在の医療情報の利活用につきましては、いわゆる診療報酬明細書ということで、レセプトとっておりますけれども、どういう診療行為を行ったのかというインプットの情報

が中心になります。一方、診療の結果どういうふうになったのかというアウトカムデータの収集、利活用が現状では進んでいないということがございますので、こういった形で利活用する情報を徐々に広げていければということが目的の1でございます。

そのようにして収集した情報を利活用するとともに、目的の2でございますが、臨床現場においてICTを徹底的に適用していくということ。これらを協議会の大きく2つの目的として進めてきたということでございます。

代理機関の話は1番のほうに関わるわけですが、次の5ページを御覧いただければと存じます。先ほどの説明と重複いたしますけれども、医療情報について様々な種類がございますが、現時点で利用が進んでいるものはレセプト情報といったことで、インプット、下の青囲みの部分になるかと存じます。それに対して問診の内容、検査結果、治療予後といったアウトカムの収集や利活用が課題でありますし、日本の場合には病院が民間を中心に行っているということ、あるいは保険者が分立している中でどうやって大規模なデータを収集していくのが課題になっているということがございます。

6ページに、これまで検討を進めてまいりました代理機関の概要を一枚の図にしております。患者・国民が医療機関を受診するという形になっております。個人情報保護法が平成27年に改正されましたけれども、改正個人情報保護法の中では医療情報は機微情報ということで第三者に対する提供についてオプトアウトというものが許容されなくなり、原則として御本人の同意を得ないと提供できないことになりました。そういった状況であります。現在の仕組みでも、医療機関の中で匿名加工、本人が分からない形にすれば第三者に提供できるということがございます。ただ、匿名加工というのは、全く本人が分からなくなればよいということだけであれば誰でもできるわけですが、医療分野の研究開発に活用可能な形で匿名加工する、これは相当な技術を要することがございますので、医療機関にそういったことを期待するのはなかなか難しいのではないかとございます。

そういったことがございますので、右側に代理機関と書いておりますが、こういった収集や匿名化を医療機関に代わって行うというものを国のほうで基準を設けて認定してはどうかという仕組みでございます。こちらに書いていますように、高い情報セキュリティや匿名加工のしっかりした技術があるといったことについて基準を設けて、行政のほうで認定していくという仕組みを設けてはどうかということが制度の柱の一つでございます。

この収集した機関のほうで匿名加工して、左側に利活用者がございますが、製薬企業や研究機関あるいは行政が、本人が分からない形で加工された情報を利用して、左側に利活用成果と書いておりますが、新薬の開発、未知の副作用の発見、医療の質あるいは費用対効果の分析といったものが国民や医療機関に対してフィードバックとして回ってくる、こういった大きな流れを作っていくのが代理機関制度の仕組みでございます。

先ほど申し上げましたように、この場合に医療機関から代理機関に医療情報を出すということが第三者への提供に当たるということがございますが、代理機関に出す場合に限っては、御本人に対して代理機関に出すということを通知して、本人が拒否されなければ医

療情報を出ることができるといった個人情報保護法の特例を設けることとしてはどうかということを今回議論してきた報告書の中で取りまとめているということでございます。

仕組みの主要なところはそういったことでございますが、現実には医療機関なり患者から情報を出していただくに当たって、将来的な利活用の成果ということもございまして、右側の上でございますように、こちらは本人の同意に基づいて現在でも可能な機能でございます。診療の連携や、PHRと言っておりますけれども、個人の健康管理にも活用できる機能を提供することによって、医療機関や患者・国民から情報を提供いただくことについて理解を得ていくことが考えられるのではないかとということでございます。

代理機関を幾つ想定するかということでは、研究のニーズは多様ということがございますので、複数の民間の機関ということで、限られた信頼できる機関を認定していくということでございます。

同時に、個々の代理機関がデータを囲い込んでしまって統合した運用ができないということにならないように、技術的な標準やデータの品質について各代理機関に基準を守るように義務付けて、こういった支援機関でデータの所在を把握することで統合的な利活用を可能にしていってはどうかというのが有識者のほうでおまとめいただいた内容でございます。現在、私どものほうではこの報告書を踏まえて法案の提出に向けて検討を進めているということでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

御質問等ございますか。

私から先に何点か伺いますが、まず、医療機関にとって代理機関にデータを提供するメリットあるいはインセンティブをどのように考えていらっしゃるのか。医療関係の方々から、医療機関にとって診療情報は非常に貴重な財産であるというふうに聞くものですから、これを代理機関に出すメリットが必要なのだらうと思いますが、そこをどう考えていらっしゃるか。

もう一つは、代理機関は民間の機関が運営されるということだと思っておりますが、経営が十分に成り立つのかどうか、ここをどの程度検討されているのかということをお教えいただければと思います。とりあえず以上です。

○内閣官房（岡本参事官） 御質問ありがとうございます。

こういった場合に医療機関から代理機関に出すメリットなりインセンティブということでございまして、一つには、これはなかなかすぐには難しいですが、ビッグデータを活用していくことによって新薬の開発とか、さっき申し上げた副作用の発見といった形で医療サービスが向上していくということが中長期的な話としてあります。

ただ、申し上げたように、中長期的な話だけでインセンティブになるのかといったことがございまして、右側に書いてありますように、例えば同じような性格の医療機関の間で診療の実績などを比較してベンチマークを行い、医療機関にフィードバックする。ある

いは、診療支援といったものを医療機関側にフィードバックしていくという形で医療機関の参加を促していけないか、考えているところでございます。

○原座長 診療支援とかに関しては今でもやろうとすればできることではないでしょうか。

○内閣官房（岡本参事官） こちらの機能自体は今でも実施しようと思えば可能ではございます。

○原座長 代理機関を作るので、併せてそういった機能も持たせられればいいのではないかと思います。

○内閣官房（岡本参事官） そこは、各地でこういう診療連携の取組がございしますが、一度仕組みを整備したものの、ここを運営していく費用の確保が課題になっているところもございします。ビッグデータの活用にあたりましては、この利活用者の方から利用料をいただいて、それで運営していくということを考えておりますので、データ自体は一つでございしますが、こういう基盤を構築することによって、それを使って全体としてビッグデータにもなれば、診療の支援のためにも使っていけるという形になるかと考えております。

○原座長 そのインセンティブ、メリットを作るための検討のところは御苦労されているということは理解したのですが、その上で、2つ目のほうの経営が十分成り立つのかどうか。

○内閣官房（岡本参事官） 幾つかのニーズがあるかと思います。ここに書いていますように、民間の製薬企業にとって、臨床試験を行う際に対象者がどの程度いるのかといったことについて、地域別であったり全国であったり、患者がどの程度分布しているのかということを知ることができるようになったり、あるいは特に市販後の副作用の把握といったときに、こういったビッグデータを活用することでより効果的に副作用が把握できるようになるのではないかと。病院、医療機関等からの報告だけに頼るのではなくて、データの中で、医薬品を投与した方がどのぐらいいて、その中で副作用が出た方がどの程度いて、それを医薬品ごとに比較する、あるいは服用していない方と比較するといったことにも活用できるのではないかとということで、そういった副作用の市販後の調査等々に製薬企業も結構な費用を投じている面がございしますので、そういった部分が効率化されるのではないかとということでございます。

行政でも今、PMDAなどで副作用の把握をしております。そういった作業も効率的に行うことができるようになるのではないかと考えております。

○原座長 中期的な政策の目標のところは大変よく分かるのですが、当面、代理機関を立ち上げて運営していけるのかということ考えたときに、これはデータを売って、製薬企業と行政からお金をもらって成り立たせるわけですか。

○内閣官房（岡本参事官） 当面につきましては、基本的には製薬企業や、臨床試験の企画をするような企業から利用料を徴収していくことが考えられるのではないかとということでございます。

○原座長 どうぞ。

○吉田座長代理 先ほど御指摘があったとおり、正にいかにかデータを集めるか、ここがポイントになるわけです。各代理機関が、単にAさんが1,000件集めました、Bさんが1,000件集めましたというのは何もならないのです。実は代理機関というのを我々BTもやっていたのですが、ビッグデータのところはイギリスのナショナルヘルスサービス（NHS）が管理するわけです。このローデータのところは国が管理していて、みんなが使えるのです。5,000万人の50年間の患者のデータをローデータ化してデータとして集めるわけです。それをどういったクラウドプラットフォームに入れて、セキュリティで管理して、アナリティクスなアプリケーションを入れて、その後、製薬会社と契約することで、ビジネスを作り、そこでもうけていく。ビッグデータを集めるところは国で統合してやりますということだったからこそできたビジネスだったわけです。

ビッグデータを集めるところまでプライベートな機関に任せるとなるとかなり難しいというのと、あと、ビッグデータを集めるときに国が管理していると自動的に集まってくるわけですね。それから英国内だけではなくて、アメリカのFDAとのデータを統合もあって規模はどんどん大きくなっていくわけですね。億単位のデータとかでないと、製薬会社では、にしても、例えばファイザーであるとか武田製薬さんは業界内で開発競争をしているので、役にたたない。したがって、どうやってそうしたビッグデータを集めるかが重要です。そのためにあと、国をまたいだ連携というのはあり得ると思いますが、その点はいかがでしょう。

民間がやらなければいけないのは、どちらかというとうどんどうプラットフォームの上になんどの工夫をしたアプリケーションを乗せて分析機能をつけて製薬会社に出す。それぐらいにしてあげないと、これはちょっと難しいビジネスモデルのような気がします。

○内閣官房（岡本参事官） 今回の仕組みにつきましては、国が強制的に義務付けて全部集めてしまうという形ではなくて、医療機関が出すのも任意といえれば任意という形、また、患者の方についてはオプトアウトができる機会を付与するという形で考えているということでございます。

規模的にどの程度なのかというのは、今、PMDAで実施しているMID-NETという事業で、今、300万件程度という形で、さらに規模の拡大を念頭に置いております。

御指摘ありましたように、ただ集めるだけでは何もならないというのはおっしゃるとおりでございます。これについては利活用の方が、企業や研究者の方が一体どういった研究をしたいのか、そういう研究に対して個人の特長につながらないように匿名加工するにはどういったふうなデータ構造をいじれば匿名加工ができて、それによって研究成果が出るのか、そういったニーズも分からなければいけないし、分析の手法もできなければいけない。そういう方が代理機関の中核に必要なだろうということだと考えます。そこで付加価値といいますか、データの加工の価値が出てくるだろうと考えております。

○吉田座長代理 ちょっと申し上げたかったのは、例えばグローバル連携は、当然、個人情報保護の問題はありますが、いろんなレギュレーションがセットされてい

ない今がチャンスだと思います。グローバル連携とか考えて、ここの例えば代理機関は民間企業を考えるとということですか。

○内閣官房（岡本参事官） はい。

○吉田座長代理 そうということですか。

○内閣官房（岡本参事官） 企業であったりアカデミアに近い医療団体であったり、そういったところが手を挙げることは考えられるかと思っております。

○吉田座長代理 結局、そうするとみんなデータの囲み合いになってしまいますね。

○内閣官房（岡本参事官） 逆に申し上げれば、詳細については報告書にも書いておりますが、データを囲い込む競争にならないように、基準のほうで排他的な契約はできないこととありますとか、あるいは利活用の方が利活用したいというときに正当な理由がなければ拒否できないようなものを設けたいと考えています。

○吉田座長代理 大変ですね。

○原座長 森下先生、どうぞ。

○森下委員 私、健康・医療戦略室のところは絡んでいるのでちょっと質問しづらいのですが、狙いは非常によく分かると思います。ただ一方で、先ほど来、話が出ているように、本当に実効性が上がるのかということが最大のポイントだと思いますが、現時点で何か所ぐらいが手を挙げそうなのか、あるいはそれに対して補助金を出して補助金がある間だけ運用されるという意味では自律的にならないので、最初から自律的な動きを考えているのか、あるいは補助金等を何年間出すような形での育成を考えているのか、具体的なお話をもう少し言える範囲内で言ってもらえると、この制度がうまく動くかどうかというイメージがつかめるとと思いますが、いかがですか。

○内閣官房（岡本参事官） ありがとうございます。現在、日本医療研究開発機構（AMED）というところがございますが、そちらのほうからモデル的にこういった事業について研究費で助成をしているという状況でございます。大きく分けると東京大学を中心にしたグループ、京都大学を中心にしたグループ、日本医師会のほうでも診療所データを中心にこういったデータを集めることができないかということで研究事業として実施していただいているという状況です。

森下先生から御指摘ありましたように、基本的に自律的にどう運営していくのかということがございますので、その点については大きくはやはり製薬企業のところで、例えば市販後の調査だけでも1,000億円を超えるような費用を使っているという状況がございますので、そういうデータを利活用する側がこのデータを利活用して行って、それによって業務を効率的に、あるいは精度を高めていくという形で利用を促していく。その意味では、私どもも、この制度ができれば用意ドンですぐに大きなことがどんどんできるというふうな形ではなくて、人材面も含めて育てていきながらやっていくことが必要になってくるだろうというふうには考えているところでございます。

○森下委員 今、言われた3か所がとりあえず代理機関の候補という認識だと思いますが、

そういう認識で合っているかどうか。

もう一点は、代理機関の法的な性格は何ですか。株式会社か、それとも社団法人、一体どういう法的なスタイルをとる形なのか、そこをまた教えていただければと思います。

○内閣官房（岡本参事官） 今、申し上げました3か所は、研究事業として助成をしているところですが、これがそのまま認定を受けるかどうかというのはそれぞれの御判断ではございます。

株式会社なのか、法人なのかというところは、主体自体は、一般的な社団であっても株式会社でもこういった研究開発のためのデータの収集が安定的にできるのであれば、こういった主体でも可能かと考えております。

○森下委員 何かその収益として本当に大きなものが出るのであれば、社団というのも変な感じがしないでもないのですが、想定しているのはどちらなのか。

○内閣官房（岡本参事官） 御指摘の趣旨、代理機関で大きく利益が上がるようなことを念頭に置くのかということ、そういったものというよりは、むしろ情報を最終的な利活用者である製薬企業なり研究機関につなげていくという役割だと思いますので、そういった意味で、収集なり加工に要したコストについて負担をいただくということが基本であって、代理機関のところで大きく経済的な利益が上がることを想定していることではないというのがワーキングでの議論というふうに認識しております。

○原座長 先ほどの吉田委員の質問に戻るのですが、今回の代理機関の制度を設計されるに当たって他の国ではどこを参考にされたのでしょうか。

○内閣官房（岡本参事官） それぞれの国、アメリカにもございますし、欧州にもあるかと思えます。公的な機関がやっているところもあれば、アメリカであれば民間の保険者がやっているところもあるかと思えます。それから、民間の企業がこういったことに取り組んでいるものもあると承知しております。

○原座長 先ほどの質問でもありますが、公的な機関であれば、今回作られているものとはかなり性格が違って、機能しやすさが異なってくるのかと思えますし、一方で、民間の収益事業としてされているということになると、データをむしろ囲い込むという方向での運営をされているのではないかと思われるのですが、どう検討されて今回の制度設計につながられたのか。

○内閣官房（岡本参事官） ワーキングでの議論の全体の枠組みで申し上げれば、適切な公的な関与の下で、実際に動く組織については民間の組織を活用するという考え方だと御説明するのがよいかと思えます。実際にワーキングの議論の中でも、単純に民間で集めるところを認定して、そこが自由にやればよいということではなくて、基準をしっかり作って、ここをしっかり監督していくということも含めて、医療情報の利活用の流れをしっかりと整理していく。ただ、例えば国が直接やるとか、制度のために独法を新しく作るとか、そういうことではなくて民間の組織を活用していく、そういう考え方でございます。

○吉田座長代理 やはり民間企業のグローバル競争力というのを物すごく意識していただ



きたいと思います。大変申し訳ないですが、今のこの取組は、日本は10年遅れぐらいだと思っています。こういう医療データは特に日本人である必要はないと思います。今、イギリスやアメリカの動きを見ている中で、例えば武田製薬さんがこのデータを使うことで世界に競争力を持って、そうはいつでも日本の製薬会社のマーケットシェアというのは世界でも3番目ぐらいに大きいわけですね。「これをもっと応援してあげる。ファイザーに勝てるような力をつけてあげる」では、正直申し上げてとても心配です。という意味では、その仕組み、オーガナイズーションとしてはもっと世界のデータを日本に集めとか、例えばせめてアジアとか、そういう仕組みを作らないといけないのではないかという気がします。韓国だってこんなことはとっくにやっているわけですから。

○内閣官房（岡本参事官） 私の説明が足りないかもしれませんが、諸外国の取組の中にも一長一短があるのだと思います。比較したときに、公的な制度で集めたときに、利活用の先が公的な機関とか学術目的の利用だけに限られるという仕組みになっているところが欧米でもございます。それに対して今回の仕組みは、製薬企業、民間であっても、匿名加工された情報を使えることがメリットとしてあるというのが一点でございます。

もう一つは、外資系の企業などで確かに医療情報を収集して研究者に渡している機関がございしますが、これは病院で匿名化をしております。こちらについては病院単位、個人単位の情報として出していった形になりますので、代理機関の中で、例えば同じ人の情報について追っかけていくとか、例えば病院から退院して外来、その後の転帰に至るまでデータというものをつなげて、つなげた上で匿名化して渡すような形が新たにできることとなります。そういった意味で、データのそういうつながりなり、質の高い情報を集めることができるようになるのではないかとこのところが、私どもが考えている仕組みの少し先進的なのところかと考えております。

○原座長 別の視点での御質問ですが、今回の代理機関は、基本的にデータを集めて、それを匿名加工していろんなところに提供していくということを想定されています。私たちの会議で個人情報保護法の話とかもフォローアップで聞いてきたのですが、匿名加工のルールというのは、相当程度データを丸めて、トップコーディングやボトムコーディングなんかをやるということなので、医療の世界で考えると、匿名加工した状態で使えるのはおそらく製薬会社や行政とか相当程度限られてきて、一方で、これまでなされてきたような医学研究の世界というのは匿名加工とは別の世界でなされるのだろうと理解していますが、そういう理解でよろしいのですか。

○内閣官房（岡本参事官） そこは利活用者として学術の方を排除しているわけでありませんので、学術の中でも個人のお名前が分かる形で研究する必要がある方もいれば、別の方が匿名加工した、個人が分からない状態での情報を活用できれば良い方もいらっしゃいます。後者のほうが、研究が進めやすいということであれば利活用することは可能だと思っております。

おっしゃるように、仕組みとして学術目的での学術機関による利用は、個人情報保護法

自体の適用の外でございます。学術機関はそういった特例にのっとって情報収集して利用することは従前から可能ということでもあります。

○原座長 そのときに、代理機関にデータを集めて、代理機関を経由して別の学術研究機関に生の状態での、あるいは匿名加工されていない状態での情報を供用されるということはあるのですか。

○内閣官房（岡本参事官） ここは法制的に検討しているような状況ではございますが、基本的には、医療分野の研究開発のために匿名加工することを前提に医療現場で説明をし、収集する一方で、記名の情報で他の世界へ渡すということは難しいのかなと考えております。

○原座長 分かりました。記名であってもそうだし、これまでの医学の世界でなされてきた匿名化、仮名化に相当するような、個人の名前だけ消してある状態というようなデータについても、この代理機関では基本的には供用されることはない。

○内閣官房（岡本参事官） 代理機関自体は医療現場から個人情報の形で収集した情報を出すときは、先ほどおっしゃったような個人情報保護法の匿名加工基準に従ってという形で提供していくということでございます。

○原座長 分かりました。これは今、御検討されている範囲を超えるのかもしれませんが、これまで医療指針や個人情報保護法の医療分野のお話を何回か伺ってきている中で、やはり医療の分野に匿名加工というルールを持ち込んでいることにもともとおそらく相当無理があって、医療に関しては、何らかのトレーサビリティを残した状態で、個人を識別される可能性を残した状態で流通するようなルールが本来的には必要なのではないかと思います。そういった形での特別法というのは検討されるのでしょうか。あるいは今後、これとは別なのかもしれませんが、次のステップで検討される可能性があるのかどうか。

○内閣官房（岡本参事官） 今は、まず最初のステップをどう刻むかという感じですが、先ほどの情報のトレーサビリティということに関しては、代理機関の中であれば、さっき申し上げたように、病院の情報と診療所の情報をつなげることは可能でございます。その上で、匿名加工情報について否定的な御意見も多々ございますが、どういうふうな分析をするかによって、例えば希少な疾患であれば地域的な分布を大きくとった上で匿名加工するとか、日付について、生年月日あるいは投薬日なり、検査の結果の日を一律にずらすとか、そういった加工の仕方も現在でも行われていますので、そういった加工を適切に選択することで医療分野の研究開発に利用できるデータを出すということでございます。

○原座長 先生、よろしいですか。

○高橋委員 民間と公的などところとの端境をなくして、こういうところで統合して処理できるようにする、そういう発想だと思います。いろいろと、御疑念があったと思います。ただ、機関がサステナビリティを持ってちゃんと運営できるかというのが一番問題だろうと思います。安定的に事業を行うことができるようなことというのが要件になっていますが、具体的にどんなことをお考えなのでしょう。

○内閣官房（岡本参事官） 一つありますのは、収集するデータの規模といったことについて、やはりビッグデータとしてやっていくからにはある程度の規模が必要ではないかと考えております。

○高橋委員 今なかなか具体的に言えないのですか。

○内閣官房（岡本参事官） その数字の大きさも、施行して最初の段階でとりあえずというところから将来的なところまで幅があるかと思っておりますので、現時点では明確ではございません。

○高橋委員 解散・合併についてはどう考えていらっしゃいますか。

○内閣官房（岡本参事官） 解散・合併ということがあり得るかと思っておりますが、解散する場合には承継する、つまり、せつかく集めた情報ですので、それについては適切にほかのところに引き継ぐということを経験してまいりたいと思っております。

○高橋委員 引き継ぐ義務とか課すのでしょうか。

○内閣官房（岡本参事官） 具体の設計は今、検討中です。例えば、廃止をする前にあらかじめ届出をしてもらって、引継ぎ先を探す努力をしていただくということで考えているところでございます。

○高橋委員 分かりました。

○原座長 安念先生、よろしいですか。

○安念委員 今のは認定の要件の話ですが、その前に、ここで代理機関という言葉をお使いになるかどうかは別だけれども、仮に「代理機関」という言葉を使っておくとすると、代理機関とは何ぞやという定義を一応しておかなければならないでしょうね。そうすると法律の中に定義を書き込むことになるのであろうかというのが私が伺いたいことの第1点です。

もう一つは、支援機関というのもどうやらあるらしいですが、これは誰が何をするというふうイメージすればよろしいですか。

○内閣官房（岡本参事官） 定義につきまして、法制的に検討するのは、本質的には匿名加工というのがやはり中心だろうと今の段階では考えております。医療情報を収集してきて匿名加工して提供するという形になるのですが、匿名加工をやるというところが本質ではないかと思っております。名称につきましても検討中ですが、そういったところを反映させていくことになるのかと考えております。

支援機関につきましては、これは生の情報は持たずに、どの代理機関が誰の情報を持っているのか、その情報だけを把握するという機能を持つてはどうかと、それによって一つの代理機関では対応できない代理機関をまたがるような場合に、名寄せをして使えるようにするといったことを考えているところでございます。

○安念委員 いろいろありますね。

○吉田座長代理 サステナブルな事業モデルということだったので、もう一つだけ老婆心ながら申し上げさせていただくと、私はこれを日本でやったのですが、全然ビジネスに

ならないのです。この事業はクラウドというサービスで実施することになるのですが、IT事業者がここから収益を出すのは物すごく大変なのです。唯一もうけられたのはコンサルのところだけなのです。そのためかなり医療に詳しい人材を用意することになり、結構なコスト高になります。やはり製薬会社などと直接対面で話ができる人間をIT側が持たなければいけない。たとえば電話会社がそういう人材を確保しなければいけない。コンサルでもうけるしかないときに、そうするとプラットフォームのところは、規模、お客さんの数を集めるというところでしかペイオフできないですね。でも、セキュリティを張って、クラウドを作って、データセンターとか、結構な仕組みになるわけです。

そういう事業モデルの中で、データを集めるところまでやらせるのは酷だと思えます。というか、無理だと思えます。先ほどから何度も言っているのは、ローデータを集めるところまではどこかの機関が一括してやるべきで、その分析や、プラットフォームの別の部分で、もっとソフトの部分で違いを見せてアウトプットを出す、そういうビジネスモデルにしていかないと、大変老婆心ながら、結構厳しいのだと思えます。そこが本当に個別のモデルで立ち上がるのかなと思っています。

○内閣官房（岡本参事官） 御指摘、貴重な御意見だと存じますし、実際のところ、いかに出させていただいて、付加価値をつけられるか、また、どう利活用者のニーズに合致した使えるデータを出していけるか、コンサルのところのポイントだというのはおっしゃるとおりかと思っております。その上で、収集・加工を一体的に運営できるような機関がある意味、育成していくという形になるかと考えております。

○高橋委員 素人ですけれども、民間でこういうことができるのですか。普通、オープンデータは政府がやるのですね。何でこういうのを民間にやらせるのですかね。

○吉田座長代理 官民のデータ活用はそこなのです。

○安念委員 金にはならない。

○高橋委員 最初はね。民間にやらせるというのはよく分からないのです。しかも民間同士で競争をやらせる。何でこういうふうに民間にやらせるということになったのですか。認可法人でもいいではないですか。

○内閣官房（岡本参事官） そこは考え方がありますが、公的なところでなくて民間のほうで創意工夫を生かしてということで、民間を想定しているということでございます。

○高橋委員 できればいいのですけど。

○原座長 あと、いかがでしょうか。何かこれだけは伺っておきたいというところはございますか。

○村上専門委員 どうもありがとうございました。医療・健康保険の情報活用の環境を作るということは非常に重要なテーマだと思いますので、検討は進めるべきだと思います。その上で3点、気になる点があります。

1点目が、病院や患者が情報を出すメリット、直接的なメリットがないとなかなか出してもらえないのではないかと、今だと新薬開発とか、そういう間接的なメリットにとどまっ

ているので、そこはもう少し検討の余地があると思います。

2点目は、生涯にわたって個人の情報を追いかけられる仕組みはすごく重要で、医療機関に加えて、日々の生活だったり介護だったり、いろんな情報をひも付けて見る方法がまだ確定していないと思いますので、それについてはやはり検討が必要だと思います。

3点目が、匿名加工情報を製薬会社に出して十分使えるものになるかというのが疑問で、代理機関に製薬会社が分析依頼する形になるのではないかと、そうすると、先ほど吉田さんもおっしゃいましたように、代理機関側に相当のスキルがないと対応できないのではないかと思います。そのあたりのビジネスの仕組みというか、イメージをもう少し具体的に持ったほうがいいと思いました。

以上です。

○内閣官房（岡本参事官） 1点目は、診療の連携であったり個人のパーソナルヘルスレコードといった形も含めて、それを診療に生かしていくといった直接的なサービス提供をやっていくことが、医療機関や患者さんにとってインセンティブになるのか、そこは検討する必要があると思っております。

2点目、健診情報や介護の情報など含めて標準化なりデジタル化をしないと結びつかないという面はありますが、そこも視野に入るかなと思っております。ひも付けの方法につきましては、今はがん登録などの情報でも全部、4情報で突合みたいになっておりますが、そこもツールがどういうふうになり便利になっていくかということだと思います。今、厚生労働省のほうで医療等IDということで検討を進めておりますが、医療等IDが実装されるようになれば、その適用される範囲についてはかなり効率的に名寄せができるようになるのではないかと考えております。

3点目は、匿名加工の、すみません。失礼しました。

○村上専門委員 匿名加工した後の情報を製薬会社に出して十分活用できるかどうかです。

○内閣官房（岡本参事官） そこはおっしゃるとおりでございます、データセットを渡しても、その構造が分かっていると、そんなに簡単にぽんと渡されても分析できるものではないだろうということは御意見としても出ていました。

そういう意味で、代理機関のほうで利活用者の企業なりのニーズを踏まえて、かなりデータ構造に熟知している者が分析をある程度やって、最後は統計の結果だけ渡すということになるかもしれませんし、やはり自分の手で触って分析したいということであれば、データセットを渡していく。おっしゃるとおりで、代理機関のほうでかなりノウハウのある方が必要になると思っております。

○原座長 よろしいでしょうか。

では、この件は、政策目的は大変よく分かるのですが、サステナブルで実効性のある仕組みになるかどうかということで今日多くの指摘があったと思います。国会に法案提出されるわけですね。引き続き十分な御検討をいただければと思います。よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○内閣官房（岡本参事官） ありがとうございます。

（内閣官房健康・医療戦略室 退室）

（日本経済団体連合会 入室）

○原座長 お待たせしてしまいまして、大変すみませんでした。

続きまして、議題2「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」に移ります。

この議題に関しては、昨年の秋、この投資ワーキング・グループの重点課題を定めるときに4つ決めた重点課題の1つということで取り上げている課題でございます、今日から本格的にこの議題に取り組んでいければと思っております。

今日は経団連様にお越しいただいております、この問題についての御意見を伺うことになっておりますが、その前に、事務局から、資料2-1と資料2-2で個人住民税の話と社会保険制度についての制度の概要を用意してもらっていますので、簡単に2～3分でお願ひします。

○西川参事官 資料2-1に基づいて説明させていただきます。

個人住民税の特別徴収、個人住民税を市町村にかわって企業が徴収するというものがございます。「2. 住民税特別徴収手続の流れ」ですが、事業主が給与支払報告書を市町村に提出した後、市町村のほうから特別徴収税額決定通知書が送られてまいります。事業主に対する通知に加え、従業員向けの通知も事業主に届きますので、事業主は内容を確認した上で、通知書を切り離して従業員に配る、そういったコストが発生しているということがございます。

2ページ目でございます。この通知は、原則は紙で行われるのですが、3に書いてありますとおり、28年4月1日施行の地方税法改正によって、特別徴収義務者、事業主の同意がある場合は電子でこの通知を送ることができるということになりました。ただ、電子で行われる通知というのは、あくまで特別徴収義務者向けの通知だけになっておりますので、従業員向けの通知は引き続き紙ということになっております。

これが資料2-1でございます。

資料2-2ですが、各社会保険制度に関する届出の概要ということで、3つの保険をここに取り上げております。

1の雇用保険でございますが、これは届け出先が公共職業安定所になっております。届出の具体的な内容については後でまとめて言います。

2が厚生年金保険、この届出先は日本年金機構でございます。

3の健康保険ですが、これだけは届出先が2種類ございます。大企業が主ですが健康保険組合の場合は、健康保険は健康保険組合が運営しているので、そこに届出をするわけがございます。他方、主に中小企業が多いと思っておりますが、健康保険組合がない会社の場合は、昔は社会保険庁が健康保険を運営していたのですが、現在ではいわゆる協会けんぽというのがございまして、全国健康保険協会が保険を運営しているわけがございます。届出先については、日本年金機構のほうに届ければ協会けんぽについての届出もされたということ

になるようございまして、限定的ではありますが、この部分ではワンストップが既に実現しているということございまして。ただ、健診の申し込みや病気に関する手続など、健康保険プロパーに関する届け出は全国健康保険協会に行うということにされております。

資料2-2の別紙3という表がありますが、赤で書かれているものが、雇用保険、厚生年金保険、健康保険、全てについて共通する届出事項でございまして、青で書かれているものが、厚生年金保険と健康保険の2つに共通する届出事項でございまして。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

今後この議論をしていく上での基礎データということで、また議論に応じてこういったところを追加的に調べるといったことも出てくるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

資料2-1は、この後の経団連さんのお話が住民税のところにも絞られているということ、住民税のところだけ資料をお示しいただいていますが、住民税のところにも絞るということにしているわけでは全くありませんので、引き続き整理をしておいてこちらにもお示しいただければと思います。

経団連さんからの話を伺えればと思います。よろしくお願ひいたします。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 戸田と申します。

それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。経団連ではかねてから、総合的な行政の電子化、デジタル化によって効率を上げていくべきだという御提言を申し上げているところですが、今日は、その中でも取組がしやすく、取組のハードルが低くて、なおかつ効果の高いものということで2点、提案をお持ちいたしました。

今お話がありました地方税の電子申告、これは現在、紙ベースで行われているものを電子化していただきたいというお話と、社会保険の手続は重複しているものが多いございまして、これも共通化していただきたい、そういう御提案でございまして。

表紙をおめくりください。1ページ目のところで背景を少しまとめております。社会環境の変化では、労働人口が減少しているということで、企業、行政双方で事務工数を削減していかなければいけない。そういった必要性があるにもかかわらず、紙ベースの手続が残っていて効率化のボトルネックになっている。これが一つの課題認識でございまして。

もう一方、人材の流動化がかなり加速しておりまして、働く場所を変える、異動に伴う手続、こういったものが多い多くなってきた。そういう中で手続が重複していることが一つのネックになっていまして、負荷が増大している。こういった背景でございまして。それぞれについて提言を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。まず、地方税の電子申告に対する行政の返信が紙ベースということですが、先ほど御説明のあったとおり、地方税につきましても、前年度の所得に基づいて市町村で課税を行うということで、企業からは1,000件以上のデータについてはeLTAXという電子的な仕組みを使って市町村にデータを送っております。税額を決定した決

定の内容を市町村から企業のほうには電子的に返すのですが、同時に紙でも返しております、紙のほうを正として扱ってほしいという自治体が現状では100%という状況になっております。

左に写真がありますが、全国からこういう紙ベースの決定通知書等が送られてきて、段ボールの中で仕分けして、マイナンバーが記載されているものですから厳重に保管管理して、データを手入力して、従業員とのひも付けを行って、従業員に一々郵送するといったことを行っているわけです。実際に電子的にも同時に行っているながら、それが使われていないというのが現状でございます。

3 ページ目に、改善提案ということで書いておりますが、企業との間で電子的に交換を行える仕組みはできているわけですので、紙は廃止していただいて、電子的に全て送っていただくことを市町村に対して義務づけていただければ、人件費、データの保管費、帳票の保管費、郵送に伴う経費、こういったものが削減できるという効果が出てまいります。これを是非やっていただきたいというのが1点目のお願いでございます。

2点目、4ページ目に参りまして、重複する社会保険の事務事務ということで、先ほど御説明がありましたとおり、雇用保険、厚生年金、健康保険、従業員に配偶者のいる場合には国民年金の3号被保険者に伴う手続もありますが、こういった一連の手続は、全て同じような内容を別々の機関に送っているというのが実態でございます。これにあわせて、本人を証明する住民票、あるいは続柄を証明する戸籍謄本等を添付しなければいけない、こういったケースもございます。入社時のケースをここには表現しておりますが、実際には家族あるいは本人に住所異動があった都度、同じような手続が繰り返行われているというのが実態でございます。

5 ページ目に参りまして、実際に本人を確認する手段というのは、住基ネットあるいは今回のマイナンバー等ででき上がっておりますので、こういったインフラを使って行政間でデータを共有していただくことで重複する手続を廃すことができるのではないかとというのがこの御提案でございます。

一つは、従業員の異動がある都度、会社にいろんなものを提出するわけですが、住民票の写し、戸籍の証明書、謄本等は、一々出さなくても番号等を提出するだけで雇用保険、厚生年金、健康保険の異動を共通的に把握していただいて、ワンストップで手続を行えば全ての申請が行われるといった仕組みが作れるのではないかと御提案でございます。

あわせて、住民異動があったときに、この絵でいきますと上に書いておりますけれども、通常、市町村に転入の届け出を出すわけですが、転入届が出された時点で行政機関側では住民の異動を把握できるわけですので、こういった情報を共通的に使っていただいて手続を不要にさせていただけるものもかなり出てくるのではないかと考えております。

下の期待効果のところを書いてありますが、正確、迅速、効率化ということだけではなくて、こういった基盤を活用しますと、行く行くはこれを共通的な基盤として行政の一層



の効率化が進むのではないかとということと、民間もこれを一部使うことで、ここに例として書いていますが、団体保険等の手続等でも効率化ができるのではないかと期待しております。

以上が御提言の内容ですが、御参考までにどのくらいの効果があるのかを少しお示ししております。

7ページ目に参考資料ということで書いております。まず、住民税の改善でもって効果が出るということ、これは社員数が7万人の企業の例ということで書いております。試算したところでは、直接的にかかる経費が約3,600万円プラス19人月ということで、これは毎年かかっている費用でございますが、こういったものが削減できるということでございます。

8ページ目、社会保険の届け出でございますけれども、電子化すると、現在、50人月プラスアルファのお金がかかっているところが、6人月プラス50万円ということで、両方合わせて約1億弱の削減が可能になるということです。

ここで申し上げているのは直接的にかかる経費でございます、従業員が実際に住民票をとりに行ったり、あるいは画面に自分の異動データを打ち込むとか、そういった工数はここに表現しておりませんので、そういったものを含めると相当数の効果が出るのではないかと考えております。

海外の状況ということで、11ページ目、12ページ目ですが、EUでは電子政府の利用率が一番高いと言われているオーストリアでは、連邦政府が作っている一つのポータルサイトで基礎自治体の手続を含めて、あらゆる行政サービスが受けられます。ベルギーでも同じようなものをやっているとして、特にベルギーでは社会保障に関してバックヤード連携、官民通じた仕組みが既にでき上がっておりまして、かなり低コストでこういったことが実現されているといった状況がございます。

私からは以上でございます。

○日本経済団体連合会（上田産業政策本部長） 1点だけ、この提案に関して補足させていただきます。行政手続部会のほうで既に報告しているように、昨年、内閣府と経済界、経団連も含めて実施した「事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査」では、税や社会保険に関する手続、許認可に係る手続、調査・統計に対する協力あたりの負担感が非常に大きい結果が出ています。このあたりに何か手を打っていく必要があり、単純に提出書類の量を削減するアプローチもあるのですが、それではなかなか抜本的な生産性向上につながりにくいので、我々としては、電子行政を本格的に進めていくことが一つのソリューションになるのではないかと考えてこの2つの提案を出しております。

お手元の資料3の9ページを御覧いただきたいと思っております。これは、御案内のとおり、官民データ活用推進基本法のオンライン利用の原則化の部分でございます。第10条にございますように「行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則と

する」と書いてあります。今、戸田委員が申し上げたような、例えば通知の部分が紙というのは、この基本法に則して現状を変えていかなければならない端的な事例かと思っております。これはすぐにでも取り組んでいただきたいケースかと思えます。

次に、10ページでございます。マイナンバー法の第3条に「同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図る」とありますが、例えば先ほどの社会保険に関します転出等の手続において、それぞれ違う役所に何度も同じような情報を提出させられております。このあたりもマイナンバー法に照らしますと法律の求めるところに合っておらず、現状をすぐに変えていく必要があると思えます。とりあえず、現行の法律の趣旨を踏まえると、こうした制度や状況はすぐに変えていく必要があるという認識のもと、この2つの提案をさせていただいております。

ただ、電子行政というのは、行政側あるいは国民、申請者側の効率を高める、生産性を高めるだけではないと考えております。電子行政の話をするとき、色々な段階があると思えます。今、経団連も含めまして、経済界では、インダストリー4.0、ソサエティー5.0といったものを通じて、日本の成長あるいはGDP600兆円を達成しようとしています。デジタル化を徹底的に進めることは、こうしたデータを利活用して新たな付加価値をつける基盤を作ることにもつながります。その前提として、やはりあらゆる手続がデジタルで完結するような行政を作っていただきたいということです。

さらにその先にいきますと、そういったデジタルデータを活用した新たな産業なり新たな行政モデルを作れるのではないかということで、まずはその前提として、こうした目先、現状の法律が求めているところに対して行政としての確に対応していただきたいという趣旨です。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

村上専門委員の御意見も伺った後でディスカッションをしたいと思います。

その前に資料だけ御紹介をしておきます。資料4で私の名前の資料を配らせていただいておりますが、これは、匿名御希望の民間企業から関連の要望をいただいております、御了解をいただいた範囲でお配りしております。時間がありませんので、後で御覧いただければと思います。

では、村上さん、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。よろしくをお願いいたします。

前のスクリーンと、字が細かいのでお手元の資料、両方見ていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(PP)

なぜ今日ここで私がお話を差し上げるかといいますと、2000年にIT基本法ができてからずっとIT系の検討が国でされているのですが、2006年にIT新改革戦略ができまして、このとき、トヨタの当時の渡辺社長が会長となって、戦略の進捗管理や評価をする仕組みを作

ろうということで「電子政府評価委員会」ができました。この会議に構成員として参加して、それ以降、会の名前はいろいろ変わってはいますが、ずっと電子行政分野の検討をしてきております。

その中で、2008年に年末調整処理業務の効率化の検討というのをを出しております。そこで検討した結果が今回の議論の参考になるかなと思ひまして、お時間いただいて御説明したいと思っております。

(PP) 税額決定通知について経団連さんからお話がありましたが、この部分にフォーカスを当てながらも、年末調整処理業務全体の効率化でどんなことを検討したのかを御紹介したいと思ひます。

(PP)

なぜ年末調整に着目したかというのと、企業が負担に感じる行政手続として年末調整や源泉徴収に関するものが大きかったのです。その周辺としての給与支払報告なども負担感が大きく、まずはここから改善していこうということで検討を始めました。

(PP)

従業員50人から8万人までの5つの企業にヒアリングをして現状をお聞きし、行政機関については政令指定都市と人口50万人の市、2つに聞いて実態を把握いたしました。

(PP)

年末調整処理業務の概要は先ほど事務局からお話がありましたので、割愛いたします。

(PP)

これは簡略化したほうのフローなのですけれども、これを見ても結構複雑なのはお分かりいただけだと思います。色がついているところが電子化されているところです。白いところは紙でやりとりしています。今、企業も役所も電子化が若干進んだので、これより少しは進んでいますが、問題は、紙のデータと電子データが行ったり来たりする。印刷してそれを配って、またそれを入力する、そこに多大な無駄があるというのがこのときの検討では一番課題だろうということになりました。税額決定通知は右端の部分ですね。これが税額決定通知の部分になります。

(PP)

そこを拡大しますと、先ほど経団連さんからもお話がありましたが、税額決定通知というのは2種類ありまして、従業員に配る分、これが多大な負担になっています。それと、事業者が、いわゆる給与データベースに入れて毎月給料から引く部分、ここは電子化できたのですけれども、前者が紙のままなので、先ほど経団連さんの写真にあったように物すごい準備をして大変な負担をしている。これを両方とも電子化したらいいのではないかと、という御提案だったと思ひます。

(PP)

こんな紙が皆さんのところにも届いているのではないかとと思ひます。

(PP)

このときの調査で出た作業負荷の割合を見てみると、住民税の決定通知のところは全体の負担の3割ぐらいで結構大きいですね。さらにそれよりも多いのが法定調書の確認とか入力、いわゆる年末調整の書類のやりとりが大変という結果になっています。

(PP)

これは、その前提となっているデータです。

(PP)

どうしたらいいかという改善案を書いたのですけれども、要は、白い部分を全くなくす。全部電子的にやりとりできるようにして初めて効率化ができる。この中に1個でも紙が残っていると、やはりそこで入力とか印刷が出るので、先ほど経団連さんからお話のあった電子的なデータで扱うことを原則とすべきというのは、例えば絵にするとこんなふうになると思います。

(PP)

税額決定通知のところだけ取り上げると、従業員にも電子的に行くし、企業データベースにも入る。これが一本の電子データでできるのが理想ということです。

(PP)

電子データで送付することで配布作業を軽減できるということです。このあたりは先ほどの事務局の資料と同じなので飛ばします。

(PP)

当時検討した中で課題になったのが、今、紙が正で電子データが副なので、電子データを正にするというのが一点と、従業員に紙ではなくて電子データで配布してもいいとする場合、非常に細かい問題なのですけれども、住民税の税額決定通知書は市長や町長の判こが印刷されています。あれが公印の役割を果たしているのです、その署名を電子的にどう従業員に届けるかというところが課題として出ました。ただ、あれが本当に公印として威力を持っているかどうかというのはやや疑問ではあります。外資系の企業ですと、もらってもみんな捨てるだけなので、公印なんてあってもなくても関係ないということも聞いたことがあります。

(PP)

この検討でもコストの検討をしまして、企業側の削減効果が大体年間1,600億円、ちょっと少ないと言われましたけれども、行政側が125億円、行政側は少ないのです。なぜかというと、従来行政が行うべき作業を企業にやってもらっているというのが年末調整なので、当然、削減効果は企業のほうが大きくなります。

(PP)

社会保険についても御説明したいと思います。こちらは先ほどの調査ではなく、別途、これまで検討した経験から簡単に申し上げます。

(PP)

保険の種類は先ほども御紹介がありましたが、社会保険と労働保険に分かれてまして、

社会保険が健康保険と介護保険と厚生年金保険、労働保険は雇用保険と労災保険に分かれます。労働保険は手間が余り大きくないのですけれども、社会保険の手続が大きいというのは経団連さんからお話があったとおりです。

ここで注意しなければいけないのは、書類の提出という断面だけを見てはだめで、書類を作るために行っている作業がこの手続ごとに違うというのが煩雑のもう一つの原因だということです。例えば、賃金、給与を支払いますけれども、健康保険の計算は健康保険独自の計算方法ですし、厚生年金は厚生年金独自の方法になる。しかも、給料が大きくなると、そのたびに変更届を出さなければいけない。いっそのこと、所得税と同じように毎年払った金額の何%と引いてくれたほうがよほど楽だというのが、作業を担当している、例えばうちの会社の担当者の意見でもあります。だから、手続部分だけに着目すると見誤るので、その後ろで行っている企業側の作業についてもきちんと合理化することを考えないといけないと思います。

(PP)

今の手続はこうなっています。この手続のところだけ見ると、企業側で行っている業務フローもあって、その間のインターフェースもあるし、役所のほうで行っているフロー作業とそこのバックオフィスで行っている処理もあるのですが、今はこれがそれぞれ独立して行われることで非常に無駄や手間が生じています。

(PP)

これをどうしたらいいかというと、APIというのはコンピューターの用語で、コンピューター同士でデータをやりとりできる仕組みを作ることをAPIと言うのですが、各手続ごとにAPIをちゃんと公開するというのが方法としてはいいと思います。8年前からこの話をされていて、やっと最近、APIという言葉が電子行政でも認知されるようになりました。

それともう一つ、経団連さんの提案で社会保険ワンストップポータルを作る。これは賛成なのですが、それは国が作るべきではなくて、民間の事業者が行うべき、しかも1社ではなくて競争で作るべきだと思います。そのために、APIを公開すればこれを活用しているいろんなサービスを企業が創意工夫して作ります。ベンチャーも参入します。政府がワンストップポータルを作るにではなく、APIを公開して民間の創意工夫に任せるほうがいいと思います。一方で、バックオフィス間連携というのは行政がしっかりやらないといけないので、ここにマイナンバーの活用も入ってくると思います。ここで一度出した情報は2回出させないということも実現できると思います。

(PP)

こういったクラウドを使っているいろんな社会保険のサービスが今、ベンチャーでも出てきていますので、こういうところの意見を聞きながら、どうしていったらいいかを考えればいいと思います。

(PP)

分かりやすいのがふるさと納税ですね。こんなに普及したのは、複数の民間事業者がふ

るさと納税の使いやすいサイトを作ってお互い競争して便利にしたからだと思います。こんな感じで民間中心でワンストップのサービスをどんどんよくしていけばいいのではないか。そのためには、行政はAPIの公開をするというところに力点を置いたほうがいいのではないかと思います。

(PP)

最後にまとめますと、国が社会保険手続のワンストップポータルを作るのは屋上屋になってしまうので、むしろ使いやすいAPIの改善・公開に力を入れるべきだと思います。そのときに、民間の事業者と対話の場をどう設けて、常に改善を繰り返す仕組みをどう作るかというのがポイントになります。2つ目が、手続だけではなく、背景にあるいろんな作業、あるいはその作業をさせている制度も一緒に見直さないといけないと思います。この2点が課題ではないかと思います。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○原座長 ありがとうございます。

先に確認のためにお伺いしておきたいのですが、社会保険ワンストップのお話、これは経団連さんと、今、村上さんからお話があって、村上さんがおっしゃっているAPIをあけて民間サービスでやるというときには、これは民間サービスに、入社した、退社したとか、あるいは給与情報を入れておけば、自動的にハローワーク、年金事務所、健保組合に出してくれる、そういうサービスになると考えたらいいですか。

○村上専門委員 そのとおりです。もっと言うと、入社の手続から日々の給与管理、労務管理から全部まとめてサービスがつながりますので、社会保険のワンストップだけやるというよりももっと便利になると思います。

○原座長 そのときに、計算方法のお話もありましたが、データとして給与台帳か何かを入れておけば基本的にはそっちで計算してくれるというサービスになると考えていいわけですか。

○村上専門委員 そうです。ただ、毎回給与が変わるたびに手続をさせられる今の制度が変わらないと、その不便さは残ってしまうと思います。

○原座長 分かりました。

では、御質問、御意見をお願いいたします。

○吉田座長代理 先ほどの医療ICTのところに関連するデータを民間企業に集めさせるという方針に反対の意見を述べさせていただきましたが、マイナンバーの発足でできるようになったのがビッグデータを収集するという事です。ソサエティー5.0という成長戦略の中ではこのことは中核に位置しています。それをさらに分けていくと、さっきの医療ICTのコンセプトとか、カーインダストリーであったり、ファーマシューティカルであったりという柱が立つわけですね。だから、やはり中央政府が率先して自らビッグデータを収集しないと、さきほどの医療ICTみたいに、そういうプロセスでは実現が難しいという世界になってしまう。

先ほど上田さんがおっしゃったように、600兆円という成長戦略が望まれている中で、中央政府がまずこのデータ基盤を集めるというファウンデーションを作っていただかないと、それぞれが苦勞してデータを集めにいくみたいな、話になるのですね。まず、ここをやっていきましょう、そんなようなことでよろしいですね。違いますか。

○日本経済団体連合会（上田産業政策本部長） 電子行政といったときに、皆様、色々なレイヤーやフェーズのものをまとめて議論されておりますが、我々として内部的には様々な整理を行い、3段階ぐらいに整理しております。

第1段階は、申請から通知に至るまでが全て行政内部でデジタル処理される、完結するシステムができ上がることかと思えます。これは、いわゆる先進的な電子行政国家においては既に実現し、実際に運用されている部分です。

次の第2段階として考えているのは、まさしくこうしたデジタルで政府が持っているデータ、API公開も含めた様々な仕組みを活用して官民連携で新たな次の付加価値サービスを作っていくということです。

さらに第3段階を考えておまして、実は韓国はこの段階に既に入っているのですが、本来は処理対象としてのデジタルデータをビッグデータ化してマイニングし、何かしらの価値を見出し、いわゆるプッシュ型の行政政策を生み出すという段階です。色々なデータを基に、あらかじめ行政ニーズを予見して、国民や企業が求める前に行政側として提案していけるような段階が第3段階です。

今、吉田座長代理がおっしゃったのは第2段階から第3段階を実現しようということで、その前提としてやはり第1段階でしっかりデジタル化ができ上がらないと難しいと考えております。

○原座長 いかがでしょうか。

○高橋委員 まず、経団連にも村上様にも御教示いただきたいのですが、自治体が紙でやっているものの一つは、やはり公印機能をどうするのかという話があると思います。紙にこだわっているというのは、自治体を送っているものの改ざん防止、そういうことから署名機能がないと難しいと思っているのかどうかというところが一点です。

それから、それをどうやって克服すべきなのかという話です。役所のほうで署名機能をデジタルで、そういう技術はできないもののでしょうか。その辺を含めて御教示いただければと思います。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） ありがとうございます。地方税の公印については、村上専門委員のお話がありましたけれども、印刷された印影によって、実際には本人がちゃんと役所からきているかどうかの確からしさを見ているというものです。なお、首長の署名について真正性を検証するすべはありません。

○高橋委員 その場合、自治体はそう思っているのですか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） そう思っている方も多いと思います。

○高橋委員 そう思っているわけですね。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 自治体が電子化できないのは、公印があるからということではなくて、今の紙ベースの作業を電子化するために労力がかかるからということで電子化が行われていないというのが現状です。

ただ、公印を使うケースというのは、ほかにも出てまいりますので、それを検証する仕組みはないかというもう一個の御質問に対しては、例えばマイナンバーカードには電子証明書が2つ入っておりますので、ああいったものを使って署名を検証するということは可能になります。カードをたくさんの方がお持ちになればそういったこともできる。そういうインフラは既にあるということでございます。

○原座長 どうぞ。

○村上専門委員 今のお話とある程度共通なのですけれども、日本の電子行政は結構ミクロなところばかり見ているのでうまくいってなくて、判こを電子化しようとする。電子署名にしようとするのですけれども、判こそのものが目的ではなくて、真正性、正しいかどうかをどう確認するかが目的であって、判この電子化などは実はどうでもいい話です。

今回のこの税額決定通知に例をとりますと、企業に送ったのを企業が従業員にうそをついて、役所から3万円と来たのに6万円税金を取るといって3万円ピンはねするのではないか、そういうのが懸念されるので、それをどう防ぐかと考えたほうがよくて、判この電子署名をどうのこうのというところは。

○高橋委員 私もそういう意味で。

○村上専門委員 そういう議論がいいかなと私は思います。

○高橋委員 その手だてというのはどういうものがあるのですか。

○村上専門委員 オープンデータ関係でよく使われるのは、元データにいつでも国民がアクセスできるようにするということですね。例えばマイナンバーでも電子署名でもいいから、ログインすると自分の住民税はことしこうだというのが確認できる。判こではなくて、元に持っているデータのところに行くというのが一番いい。マイナポータルでもいいのですけど

○高橋委員 デジタルデバイデッドな人にしょっちゅう自分のそれを確認しろというのはかなりきついのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。全国民にそういうことを要求するというのは大変なのではないかと思います。

○村上専門委員 全員確認しなくても、どうも自分の給料は怪しいのではないかと考えている人が確認する方法があればいいかなと思います。

○高橋委員 それで通るかどうかはちょっと。改ざん防止というのはないのですか。改ざんしたら明らかに分かるようになっている、もしくは罰則とか、いろいろあると思うのですけれども、公印偽造もありますよ。

○村上専門委員 罰則が一番いいかもしれないですね。改ざんした場合には懲役何年とかやるということで抑止力になる。

○高橋委員 それは公印偽造だと思うのですけれども、それ以外に技術的に防ぐ方法とい



うのではないのですか。改ざん防止。

○村上専門委員 技術的に防ぐ方法はもちろんあると思うのですが、それが本当にリーズナブルか、全国民が使えるかという問題とのトレードオフになるかなと思います。

○高橋委員 どうもありがとうございました。

○村上専門委員 これを検討したときはスマホがなかったのですが、スマホにデータを送ればそこで電子署名の確認ができます。個人所有のスマホもうまくルールの中に取り込むと可能性が出てくるかなと思います。

○高橋委員 今のは分からなかったのですが、電子署名が確認できるというのはどういう意味でしょうか。

○村上専門委員 この検討をしたときに、全従業員がパソコンの前に座っているわけではなく、例えば介護の事業者だったり工場で働いている人は一人一台パソコンがない。例えば署名つきの住民税決定通知書を送っても、その署名検証ができないというのでとまっていたのですが、今だとほぼ一人何らかのデジタルデバイスを持っているので、私はこのスマホに送ってくださいというふうに会社に登録しておけば、スマホで検証できるというのは当時なかったことかなと思います。

○原座長 関連してですが、これは確認ですけれども、特別徴収の決定通知に関しては、去年の地方税法の改正で紙であっても電子であっても両方、正と扱えるようにはなったのですね。電子だけでも構いませんという状態になっているという理解で正しいでしょうか。そうだとすると、今の改ざんの問題、公印の問題とかは基本的には解決されていることなのかなと思ったのですが、確認できればと思います。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） どちらも正として扱えるというふうに確かになっているのですが、現状では自治体からは紙で送られてきます。来年度についても電子化すると宣言されたのは1,700団体のうちの200数十団体しかなくて、残りは全て紙でやるということになっています。

○原座長 実際上、紙で送られているところが多いけれども、電子だけでもいいことになっているので、制度的にはもう解決していて、まさにおっしゃったように労力とかコストだけの問題という理解でいいですか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） そうです。

○西川参事官 資料2-1の2ページ目の3のところにあるのですが、地方税法改正が、去年の4月1日に施行されました。先ほども説明したかもしれませんが、市町村が電子化をやるつもりになって、あと、特別徴収義務者側の同意もあれば、eLTaxを通じて事業主向けの通知については電子で送ることができるようになりました。そうすると、正というのは電子のほうだけになりますので、電子が正だと紙のほうはあくまで参考ということになります。

ただ、一点注意しなければいけないのは、これは総務省にも確認したのですが、電子化できるというのはあくまで事業主向けの通知であって、従業員向けの通知について

はまだ電子化できるというのではないのです。ですから、引き続き、通知書の紙を切り離すという作業が必要になる。

○原座長 ごめんなさい。事業者向けは電子で送ったときに両方送っているということですか。従業員にこれを渡してというものは別に紙で送っている。

○高橋委員 そういうことです。

○原座長 そういう制度なのですか。

○高橋委員 コストがかかる従業員のほうを仕分けするという話ですか。

○吉田座長代理 両方を電子化しなければいけない。それをやってくださいという話ですね。

○西川参事官 従業員向けのほうについては、先ほどありましたけれども、デバイスを持っていない人はどうするのかということもあって、まだ電子化されていないのだと思います。

○原座長 分かりました。

○村上専門委員 8年前に総務省に確認したときは、個人向けに送るのも電子的に送ることを法律は禁止していないということだったので、送ってもいいということですが、ただ、さっきの公印の問題は残りますと言われたということですが。

○安念委員 ちょっといいですか。

○原座長 はい。

○安念委員 経団連さんの御提案、2カ条ですけれども、誰かだめだと言っている人がいるのですか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） だめとはどなたもおっしゃっていませんが、やるとおっしゃっている自治体がほとんどないというのが現状です。

○安念委員 それは面倒くさいということですか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） そういうことかもしれません。

○安念委員 それは強力な抗弁ですね。

○高橋委員 金の話ですね。

○安念委員 それはもちろん。

○高橋委員 多分そういう特別な年度の金がないみたいな話だと思います。

○吉田座長代理 例えば韓国、イギリスであるとか、ここに出ているベルギーでしたか、政府側も大きなお金をセーブするという事例がいっぱいあるわけですが、もちろんワンショット、初期費用というのは、いろんな稼働とか、あると思います。でも、それを乗り越えて各国がやり続けているというのは、何かのメリットが両方側に絶対あるわけなので、間違いなくそうです。そういったところも勉強していかなければいけないですね。だから、やれという話です。

私が伺いたかったのは、今回のいろいろな規制改革、行政手続の簡素化の大前提というのはやはり日本の経済成長戦略を達成するためだったわけですね。その中で、経団連さん

としては600兆円という本当に動かざるシンプルな数字を掲げられて、あれは2020年でしたか、それを達成するために逆算すると、先ほどおっしゃっていた全てのこれから、ソサエティー5.0なりインダストリー4.0なりの成長エンジンがビッグデータで、その第一歩としてこういった改善があるというお話だったと思います。ではこの電子政府のタイムフレームというのはどの程度、どんなスピード感で期待していらっしゃいますか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 今日御提案の中身でいうと、非常にハードルの低いものということでお出ししたのですけれども、地方税については仕組みが既にあるので、これは法律で縛っていただいて義務化していただければ、短期間というか、この1～2年でできる話ではないかと思えます。

もう一つの社会保障のほうのワンストップについては、ワンストップの受け口はどうするかは別にしまして、バックヤードのところの行政連携についても基本の仕組みというのはでき上がっていますので、後は各役所ごとで接続の口を作ることになりますから、これについても、2年、3年あれば十分できる話ではないかと思っています。

○務台大臣政務官 すみません。ちょっと基本的なことで、電子申請は、国税は、税務署というのは国なので、国がやれと言うとできる。地方税は、課税主体は地方なので、国がなかなか言えないということもあると思います。一方で、民間事業者にとって、一つの自治体だけが電子申請をやっても、いろんな自治体に情報を送らなければいけない。個々の団体だけ電子申請しても意味がないですね。そういう事情の下で、自治体がやるやらないというよりも、総務省がその仕組みは国で統一すると判断してやればすぐできると思うのですが、国税できて地方税できない、そこのところはどういうふうに認識されているでしょうか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 地方税法という総務省が所管している法律がございますので、そこの施行規則等を変えていただければ十分できる話だと思います。国会に上げて議論するような話ではないのではないかと思います。

○安念委員 政務官の御出身。

○務台大臣政務官 昔、私も地方税をやっていましたが、そのときは電子申請といった高度な議論はなかったのです。ちょっと確認したということです。

○原座長 政務官に是非御支援をいただきたい。その議論をしていく上で、先ほど村上さんの資料5の22ページのところで、業務の改善をすることによって企業のコスト削減だけではなくて行政側にとってもコスト削減になるという計算をされていて、これはすごく強力だと思うのです。IT投資を一定程度するけれども、それはすぐに返ってくると言えるといいのですけれども、金額は規模的にどんな印象でしょう。

○村上専門委員 その前の14ページと15ページを見ていただくと、2つだけですけれども、調査したときの金額が出ています。政令市で年間4,000万円ぐらい、50万人ぐらいの都市で1,000万円ちょっとぐらいという金額なので、むちゃくちゃ効果が出るのではないけれども、IT投資をするぐらいはできるのではないかという金額規模だと思います。

ただ、そこで問題なのは、今のeLTAXも、紙がいい企業には紙、電子がいい企業には電子というふうに両方やらなければいけなくて、そうすると効果は半減するので、さっき政務官が言われたように、100%全部電子とやらないと自治体は乗ってこないのではないかと思います。

○原座長 まさに100%やる前提で、IT投資をこれだけすればこれだけ返ってくるという何か計算ができると、総務省さんとのお話が円滑かなと思います。

○村上専門委員 そういう意味で、ゼロになりますね。

○原座長 税の関係で先生方、よろしいですか。

○高橋委員 システム上は可能だというのは、支払報告書義務者以外の全ての企業について、システム上、簡単に換えられるということでしょうか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 既に1,000件以上の件数がある企業については電子化で送っていますので、そこはそういう道もでき上がっていますから、簡単にできます。

○高橋委員 それ以外のものはどうでしょう。それ以外のところの事業者に対しては。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） それは電子の口を新たにつけなければいけないということになりますので、認証する仕組みとか、そういったものが新たにプラスアルファで必要になってまいります。

○高橋委員 分かりました。

○刀禰次長 よろしいですか。

○原座長 はい。

○刀禰次長 論点としては、もう一つ、先ほど事務局が説明しましたけれども、今の電子で送る場合も、特別徴収義務者側の同意がある場合というのが前提になっていますので、企業側で私はITで受け取りたくないというのを認めているわけです。ですから、もし今おっしゃるような税務系の電子化という議論をするときには、自治体に仮に電子を義務づけるとしても、企業側も、1,000人とかそういうことでなくて、全ての方が必ず電子を行政に登録しなければいけないというルールがないと完全には実現しないと思いますが、その点についての経団連のお考えはいかがでしょう。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 現状は電子と紙と両方送っているわけなのです。ところが、紙のほうは更新がかかるのだけれども、電子のほうはそのままになっているというのが一番の問題です。ですから、電子の内容を紙で希望される場所は紙で送るのはいいのですけれども、同一のものにしていただければ、電子で受ける会社は全て電子で処理できるということになります。御説明になっていますでしょうか。

○刀禰次長 今、言われたように、電子と紙を両方、行政が送るのだと行政側のコストは余り減らないわけなので、電子であれば電子一本、その場合は事業者も全て電子一本にしないと論理的には完結しないと思うのですが、経済界としてはそこは全てやるように頑張るというようなお考えがあるのかどうかを伺いたかったのです。

○日本経済団体連合会（上田産業政策本部長） 基本的に、これは徴税という行為ですので、国の決めの問題かと思います。国が決めていただければ企業は対応せざるを得ない。税金を納めたくない企業でも税金を納めなければならないのと同じだと思います。

○原座長 村上さん、何か。

○村上専門委員 私の資料5の28ページ、29ページを見ていただくと、結構クラウドでそういうところをやるサービスも出てきています。28ページのKUFU社などは、お客さんは今、3,000社ぐらいなのですから、中小企業が多いです。自分で用意できないところはこういうサービスを、安価なサービスなので、使えば企業は100%電子で受け取ることにはできると思います。

○吉田座長代理 それがeガバメントのポイントですね。プラットフォームは提供しますと。

○原座長 今の点、何か、よろしいですか。

もう一つ、社会保険のワンストップのほうで経団連さんに伺いたいのが、社会保険ワンストップ、村上さんから先ほど民間のサービスでというお話がありましたが、これはどんなイメージでお考えになっていらっしゃいますか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） 村上委員がおっしゃったように、民間でやるのは可能ではないかと思いますが、2点申し上げておきたいと思います。

いろんな制度改訂というか、年ごとの改正というのが大体押し迫った時期に出てくるというのが通例でございまして、APIで標準化しても、その中の規定の数値等などが直前に出てきますと企業はなかなか対応できないというがあるので、そういうスケジュール感をちゃんとこの仕組みに合わせた形で官側で提供いただけるのであれば、民間企業でも十分ビジネスになる話ではないかと思います。

もう一点は、インセンティブというか、これはちょっと別な話かもしれませんが、先ほど楽天さんの画面が、ふるさと納税がありましたけれども、あれは少し税収を削って手数料をそこに落としてインセンティブがあるということで成り立っているわけなのですけれども、そういったものが何らかないとなかなか厳しいのではないかという印象は持っております。

○村上専門委員 今のお話まさにそうかなと思いますけれども、経団連さんの5ページの社会保険ワンストップと書いてある部分は、今ここと同じものはe-GOVがこの役割を担っていて、ただ、e-GOVというのは単なるトンネルなので、そこから各システムにつながっているという感じなのかなと思います。e-GOVだけではやはりだめで、私の資料の28ページ、29ページというのは、手続だけやるのではなくて、労務管理全般、給与管理全般をやる中の一機能として手続が入っているから、各社がお金を払って導入してくれるのであって、手続部分だけ代行する民間は今おっしゃったように全然成り立たないと思いますので、メーンはあくまでも労務管理だったり給与管理だと思います。

○吉田座長代理 逆に言うと、これがあることで、そういう新しいアントレプレナーのいろんな工夫をしたサービス、それも創出するということですね。

○村上専門委員　そうです。

○原座長　今おっしゃったように、e-GOVが本来的にはあるので、経団連さんがもともとお考えになっていたような意味でのワンストップの行政の窓口というのは、e-GOVに出せばともかくいいことにする、後は全部バックヤードで共有しますということで、要するに、もうちょっとe-GOVを改善すればいいということなのではないでしょうか。

○村上専門委員　このKUFU社とか、いろんな会社に話を聞いていると、e-GOVは単なる、土管と言っているのですけれども、トンネルで、使いにくさの根源は各府省のシステムにある。e-GOVは幾ら改善しても、元のシステムが改善されないと便利にならないというのと、e-GOV自身も使いにくい。その上にさらにワンストップポータルを国が作ったら、また更に使いにくいのが一個増えるだけなのでやめてくれという意見でした。

○吉田座長代理　分かりやすいですね。

○安念委員　身もふたもない話だ。

○高橋委員　要するに、全部各省のシステムを統一しなければいけないというお話ですか。

○村上専門委員　ばらばらでいいのですが、APIをきちんと出してくれということですね。

○原座長　APIをもうちょっと詳しく。

○村上専門委員　例えば、あるところに書類を電子的に送るというときに、こっちもコンピューター、向こうもコンピューターで、こういうやりとりをした上でこういう形式で送りますという受け取ってくれる、そういうルールのことをAPIと言いますので、コンピューター間のやりとりを前提としたルール決りを共通化する。ただ、受け取った後は各省それぞればらばらだと思えるのですけれども、受け取る場所だけは共通化してくれればいいということです。

○吉田座長代理　料理の水道を準備してくれれば、後はたとえば民間の方でやりますのでみたいになり、その工夫の中からフレンチとかチャイニーズ、そういう新しい料理、すなわちサービスも育つということです。これがビッグデータの活用ですね。その中にさっきの医療のICTもあっていいはずなのです。

○高橋委員　それを技術的に公開するのは簡単なのですか。

○村上専門委員　社会保険関係は、コンピューター間のやりとりの仕組みはもうできているのです。それを徐々に使いやすくしていけばいい話だと思いますので、技術的には民間で普通に使っているサービスなので、大丈夫だと思います。

○高橋委員　そうすると、経団連さんの御提案は今でもちょっとシステムを変えればできるということですか。

○村上専門委員　もう技術的にはできている。その使い勝手をいかによくしていくかということなのかと思います。

○高橋委員　使い勝手が観念できないのです。どこをいじれば使い勝手がよくなるのでしょうか。

○日本経済団体連合会（上田産業政策本部長）　誤解のないように1点だけ確認させてい

ただきたいと思います。経団連から提案した社会保険のワンストップサービスの基本部分は、行政サイドの各省にまたがる部分がバックヤード側で情報連携した上での話だということです。誤解されると困るのは、インターフェースとかAPI上で政府のばらばらのデータを統合してワンストップ化するという意味ではないので、そこは人によっては誤解される可能性があります。先ほどの村上専門員の話は、あくまでも政府のバックヤード側での情報連携を踏まえて出てきたデータに対するユーザビリティの向上の話だと思います。

○村上専門委員　そういう意味で、私の資料の27ページの絵がそれを指しているかと思います。バックオフィス連携は当然あった上でAPIを公開して民間にサービスを作ってもらおうという考えです。そういう意味では同じですね。

○原座長　いずれにしても、バックオフィス連携、あるいは経団連さんの言われているような絵の形で、「Tell us once」と言われているような何度も同じ行政機関の中で同じ情報を求めないということを統一すればいいと理解したらいいですか。

○高橋委員　それは技術的に簡単なのでしょうか。

○村上専門委員　どの部分でしょうか。

○高橋委員　バックオフィスの統合というのは。

○村上専門委員　これは、技術的というよりも、今、マイナンバー制度で議論されているように、法律でマイナンバーの活用範囲とか決まっていますので、その拡大とかしていかないとなかなかいけないかなと思っています。

○吉田座長代理　エストニアとかでできて日本でできないことはないと言いたいです。

○原座長　技術的な問題は多分問題なくできて、今、議論しているような税・社会保険の話はマイナンバーが全部くっついている話なので、制度的には基本的にはできると考えていいですか。あるいは制度的に何か手を打たないといけないことがありますか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員）　法律の根幹を変えるという話ではなくて、マイナンバー法でいくとホワイトリストということで使える範囲が法律に記載されているわけですが、その中につけ加えていただくことで活用範囲が広がります。

○安念委員　つけ加えなければいけないことが何かありますか。

○高橋委員　今、ホワイトリストの中に入っていないのですか。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員）　社会保障に特化して使うということは入っているのですけれども、住基の4情報を行政機関側で受け渡しするということは入っていないです。要は、住民異動があつて転入届を出しますけれども、その情報が即、全ての機関に渡すような仕組みというのはまだ記載されていないです。

○原座長　今の点で制度的にどこを解決したらこれが実現するのかを、もう一度、後で紙で出させていただくなりして、また次回に。

○吉田座長代理　明示的に出していただけますか。

○原座長　明示的にお願いいたします。

○高橋委員　要するに、マイナンバー法のどこをいじれば実現できるのかということをも具

体的に示していただければ。

○日本経済団体連合会（戸田企画部会委員） マイナンバー法だけではなくてですね。

○刀禰次長 バックヤード連携は、多分、言っている方によって多少イメージの幅がある可能性があるのですが、何と何の情報をどこどこで連携すべきだということをはっきりしていただいた上で、現行の法令上どこがひっかかってくるのかというチェックが必要だろうと思います。御提案があれば我々も調べることができますので、どこどここの連携をどうすべきだとおっしゃっているのかを村上委員なり経団連なりから教えていただければ確認できるだろうと思います。

○日本経済団体連合会（上田産業政策本部長） 実際、韓国でもまさしくこうした議論があり、電子政府特別委員会というハイレベルな委員会を設置して、その中で個別の様々な行政手続のバックヤード連携を俎上にのせて、どの省庁のどのデータベースをつなげていくかをきめ細かく検討して今日の状況に至ったという話を聞いています。具体的な手続においてどのデータとどのデータをバックヤードで連携するのか、省庁によっては、データベースにつなぎたくないなどの抵抗があるなかで、かなり膝を詰めて取り組んだという話も聞いております。今の社会保険のワンストップサービスの実現にも同じようなプロセスが必要になってくると考えています。

○原座長 分かりました。まず、省庁間で相当詰めた議論に入る前に、制度課題がどこなのかということのを少し整理してから議論に入りたいと思いますので、そこをまたお願いできればと思います。

あと、いかがでございましょうか。今日は遅目の時間でございますので、時間厳守で必ず終わりたいと思います。よろしいですか。

○刀禰次長 最後は法律で決めるかどうかだというお話を経団連の本部長からいただきましたけれども、要は、行政も電子化を義務づける、企業とのやりとりも電子化を義務づけたとした場合に、おそらく日本で起こり得る議論というのは、特別徴収などであれば給与を支払えば基本的にそういう義務が発生するので、中小零細な事業者の方々も当然あるわけで、オフィスを持たずに事業をやっている方もいます。そういう大企業的な企業ではない中小の事業者の方々がおられますので、そういう方も全て義務づけるということが、まだ日本の電子行政においては、電子を行政側に義務づけることはあったとしても、個人の側に義務づけるということがやられたことがありません。もし個人の側も全ての個人に義務づければ、いろいろな申告等も全部電子ということができるようになるのですけれども、まだ今の日本は法人においても個人に対しても全てを電子で義務づけてやったことがないので、そういうことができるかどうかのも一つの論点になるかと思っております。

○吉田座長代理 中堅企業等が加盟している日商さんからのリクエストでも、この点はトップでした。その実現の速さですが、このデジタルイゼーションの動きを見ていると例えば2年とか3年のタイムフレームの中で自然と出てくるのだろう、流れとしてはどう考えても、アナログではなく、デジタルに方向に行くのだろうと思います。その実現について



は、早さも含めて、いろんな国でやっているプラクティス、レッスンなどを参考にして、進まざるを得ないという気はいたします。

○刀禰次長 行政手続部会での議論に出ましたけれども、ヨーロッパなど小さな国ではかなりそういう義務づけというのはやっているケースがあって、抜本的に効率化している例はあるのですけれども、やはり日本のような1億2,000万人国民がいて、企業の数も何百万社あるという国でそれがうまくきちっとできるかどうかというのは大きなチャレンジだろうと思っております。

○吉田座長代理 それはチャレンジを超えつつ、工夫してやっていきましょう。そうではないと始まらないですね。

○森下委員 方向性はそっちに行くのだから、しょうがないのではないですか。いずれはそっちへ行くのだから、いつやるかという話でしょう。

○原座長 方策は、先ほど村上さんからお話しいただいたような代替策もあるかと思えますし、そういったことも含めて意見等をしていくということで、今、他の国だったらというお話もありましたし、小さな国だからちょっと違うのではないかといったお話もありましたが、やはりこの議論をしていく上でも各国の状況というのはしっかり把握した上で議論したいと思っておりますので、そこは次回以降引き続きやっていきたいと思えます。

あと、何かございますか。よろしければこれで終わりにしたいと思えます。

では、事務局からお願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程は、事務局からまた追って御連絡申し上げます。